

# 年金・給付金等を「もれなく・スムーズに」お受け取りいただくために

## 年金・給付金等の代理請求

■寝たきりや認知症等で意思表示ができない、またはガンの病名告知がされていないなどの特別な事情で、ご請求者さまが年金・給付金等や保険料の払込免除を請求することができないときに、あらかじめ指定された代理人がご請求者さまに代わって請求できる制度があります(指定代理請求制度)。

■被保険者さまの配偶者・直系血族、3親等以内の親族などが代理人になることができます。詳しいお手続きは三井住友海上あいおい生命の社員・代理店またはお客さまサービスセンターまでお問い合わせください。

**認知症で意思能力が低下し、意思表示ができない場合**



**病气やケガで寝たきり状態となり、意思表示ができない場合**




**「ガン」等の病名を医師から告知されておらず、ご家族のみが病名を知っている場合**



■**生命保険募集人について**  
 三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上あいおい生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して三井住友海上あいおい生命が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、三井住友海上あいおい生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。


■**銀行等が生命保険募集人となる場合について**

- ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ご契約のお申込みの有無により、銀行等の他の取引に影響が及ぶことはありません。



**Web約款**  
ご契約のしおり・約款


### 「保険でできるエコ」はじめませんか。



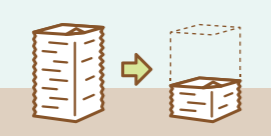
三井住友海上あいおい生命では、インターネットを利用してパソコンやタブレット端末等で「ご契約のしおり・約款」をご確認・ダウンロードいただける「Web約款」をご用意しています。

「Web約款」をご選択いただくことで、紙の使用量を削減し、地球環境保護に役立てることができますのでぜひご利用ください。


選ぶ



紙が減る



地球を守る



本冊子の記載内容は、2023年10月現在の法令等によるものです。今後、法令等の変更に伴い取扱いが変更となる場合があります。生命保険契約のご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

[ 引受保険会社 ] [ 募集代理店 ]

**三井住友海上あいおい生命保険株式会社**

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2  
 お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
 受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
<https://www.msa-life.co.jp>

[MS]H7047 80,000 2023.06.01 (新) L30 2023-G-1026(2024.3.2)

# 選べる保障で安心を あなたと家族をささえる介護保険

人生の「もしも」を「安堵」にかえる。  
 **介護保険Cセレクト**  
 ケア  
 介護・認知症選択型保障保険(無解約返戻金型)無配当



金融機関窓口販売用

契約年齢範囲	15歳～85歳 <sup>注</sup>
保険期間	終身(更新なし)

注 認知症診断一時金型の場合は、20歳～85歳

サルデーニャ島(イタリア)

⚠️ この商品は三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする**生命保険商品**であり、**預貯金ではありません。**

三井住友海上あいおい生命は、この保険の新規ご契約件数に応じて、「認定NPO法人 世界の子どもにワクチンを 日本委員会」(JCV)へワクチン等の購入費用を寄付します。

データ1 ▶ 平均寿命と健康寿命には差があります

健康寿命とは、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」のことをいいます。健康寿命は平均寿命より、男性は約9年、女性は約12年短くなっています。

●男女別平均寿命と健康寿命(令和元年)

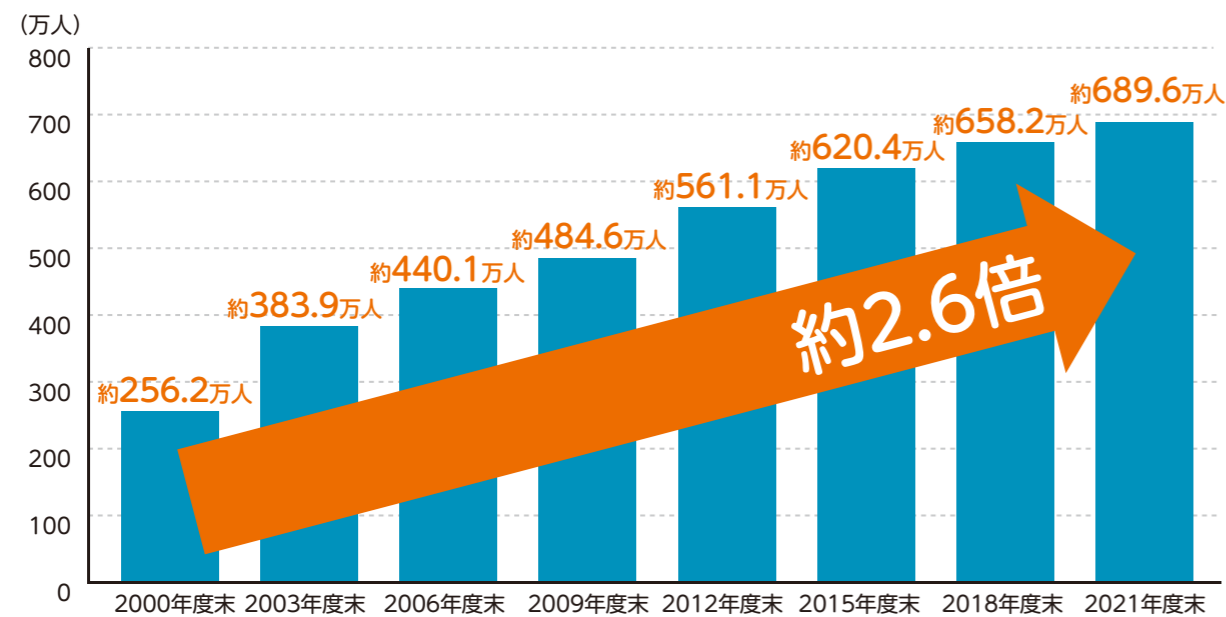


※[平均寿命と健康寿命の差]が「介護が必要な期間」ということではありません。  
厚生労働省「第16回健康日本21(第二次)推進専門委員会(令和3年12月20日)」

データ2 ▶ 要介護(要支援)認定者数は増加しています

公的介護保険制度が開始された約20年前から、要介護(要支援)認定者数は約2.6倍となっています。

●要介護(要支援)認定者数(年度末現在)の推移

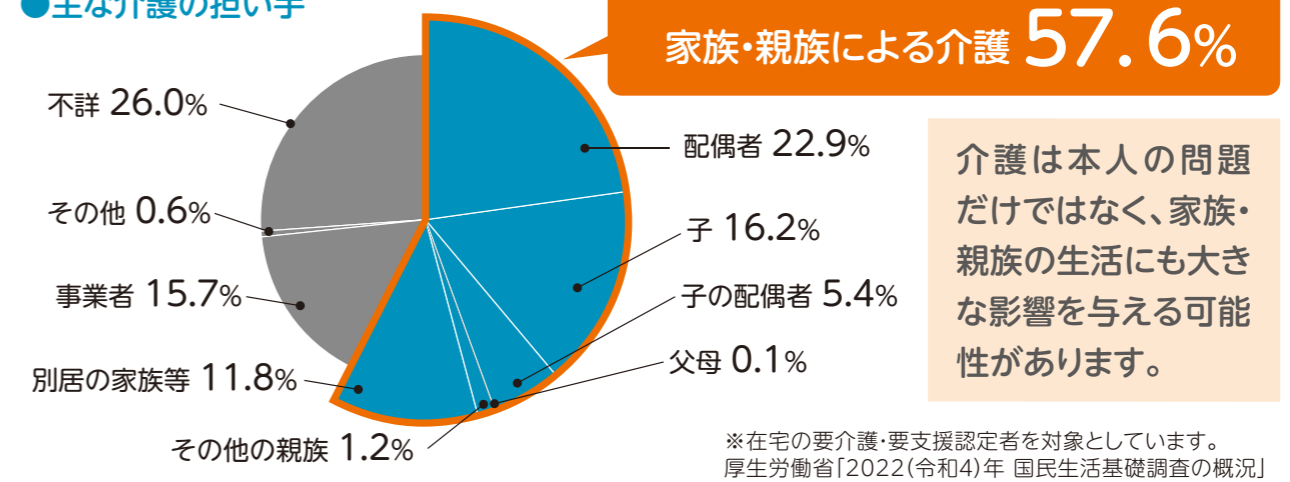


厚生労働省「令和3年度 介護保険事業状況報告(年報)」

データ3 ▶ 主な介護者は家族・親族です

主な介護者は、家族・親族となるケースが約6割を占めます。

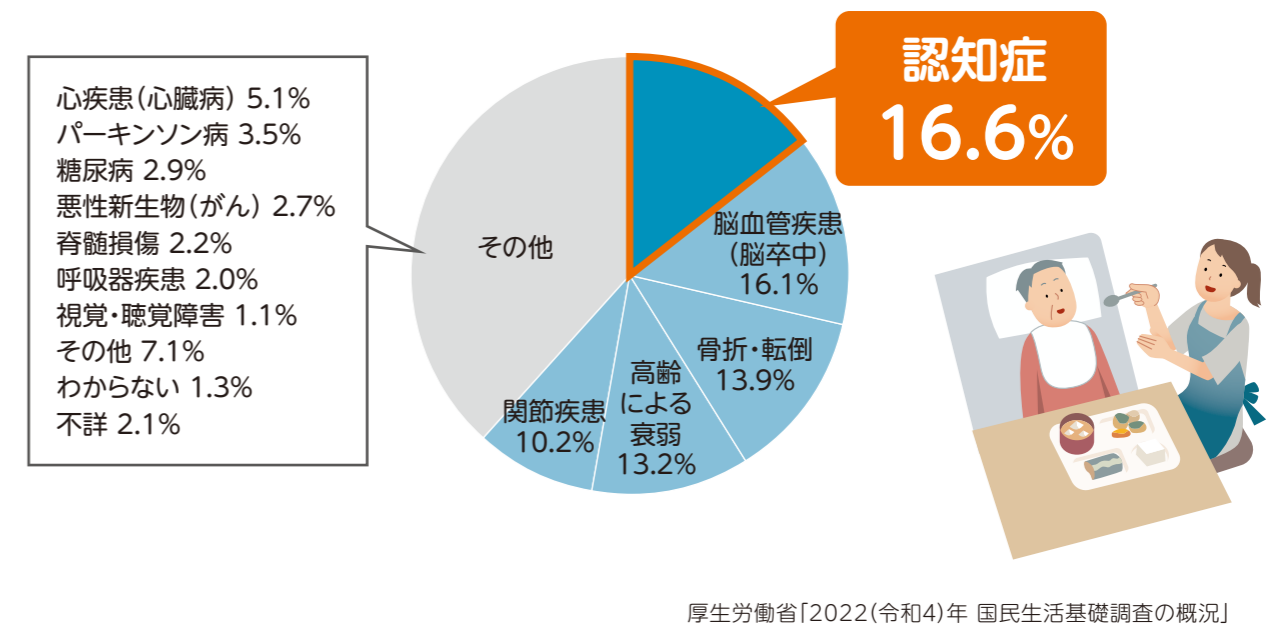
●主な介護の担い手



データ4 ▶ 要介護状態の主な原因のひとつは「認知症」です

認知症は介護が必要となった原因の第1位です。

●介護が必要となった主な原因

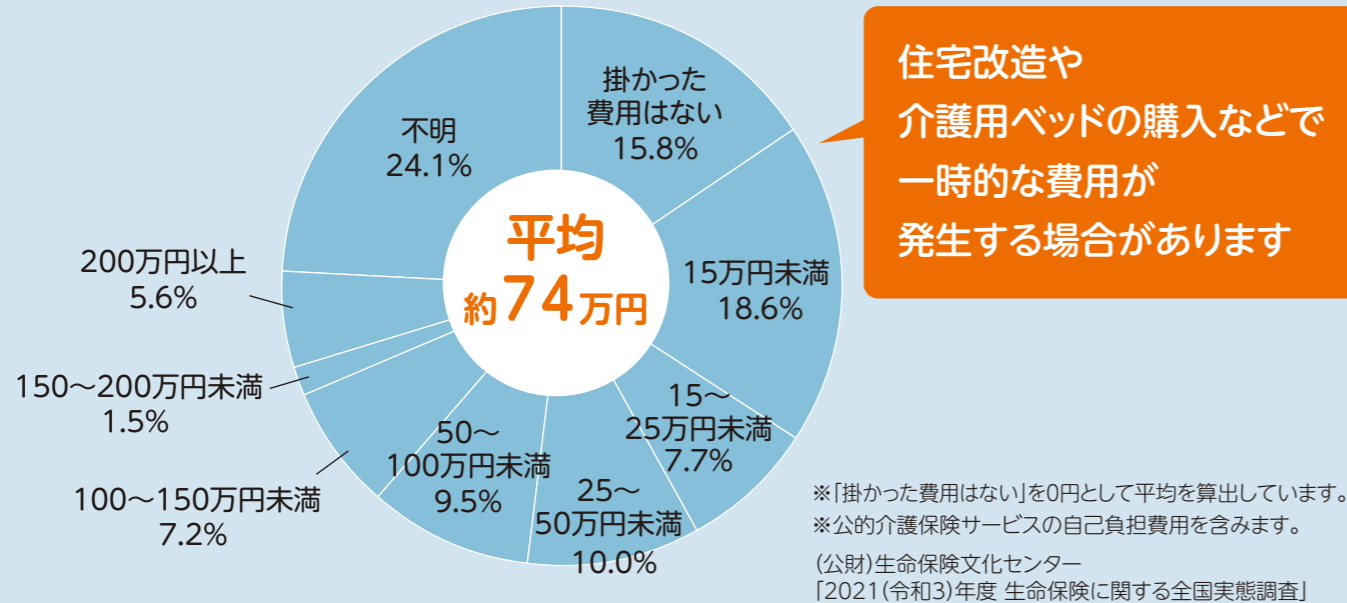


介護に関する「費用」や「期間」

一時的にかかるお金のデータ ▶ 生活環境を整えるための一時的な費用

介護には、環境を整えるために一時的にまとまった費用がかかる場合があります。

●介護費用(一時的な費用の合計)



●介護にかかる一時的な費用例(目安)

<p><b>車いす</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自走式 6~19万円</li> <li>●電動式 30~50万円</li> </ul>	<p><b>介護ベッド(特殊寝台)</b></p> <p>15~50万円</p> <p>※機能により金額は異なる</p>
<p><b>ポータブルトイレ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●水洗式 1~4万円</li> <li>●シャワー式 10~25万円</li> </ul>	<p><b>手すり</b></p> <p>●廊下・階段・浴室用など 1万円~</p> <p>※サイズ・素材により金額は異なる ※工事費は別途</p>

※上記は、自費で購入した場合の目安で、公的介護保険の給付対象となる場合があります。  
(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに三井住友海上あいおい生命作成

【住宅改修費、福祉用具購入費(一時費用)の給付について】  
住宅改修費、福祉用具購入費は、利用者がいったん全額を支払った後、9割(または8割・7割)が公的介護保険から給付されます。住宅改修費は同一住宅につき20万円まで(給付は18万円または16万円・14万円まで)、福祉用具購入費は同一年度につき10万円まで(給付は9万円または8万円・7万円まで)が限度額となります。  
※介護ベッド(特殊寝台)、車いす等は公的介護保険制度の貸与制度の対象となる場合があります。

継続的にかかるお金のデータ ▶ 介護をするために毎月支払った費用

一時的な費用だけではなく、毎月一定の費用がかかる場合があります。

●介護をするために毎月支払った費用

全体	平均 <b>8.3万円</b>	在宅	平均 <b>4.8万円</b>
		施設	平均 <b>12.2万円</b>

- 例
- 介護事業者が提供する介護サービスの利用料
  - 介護用品の購入費用 など

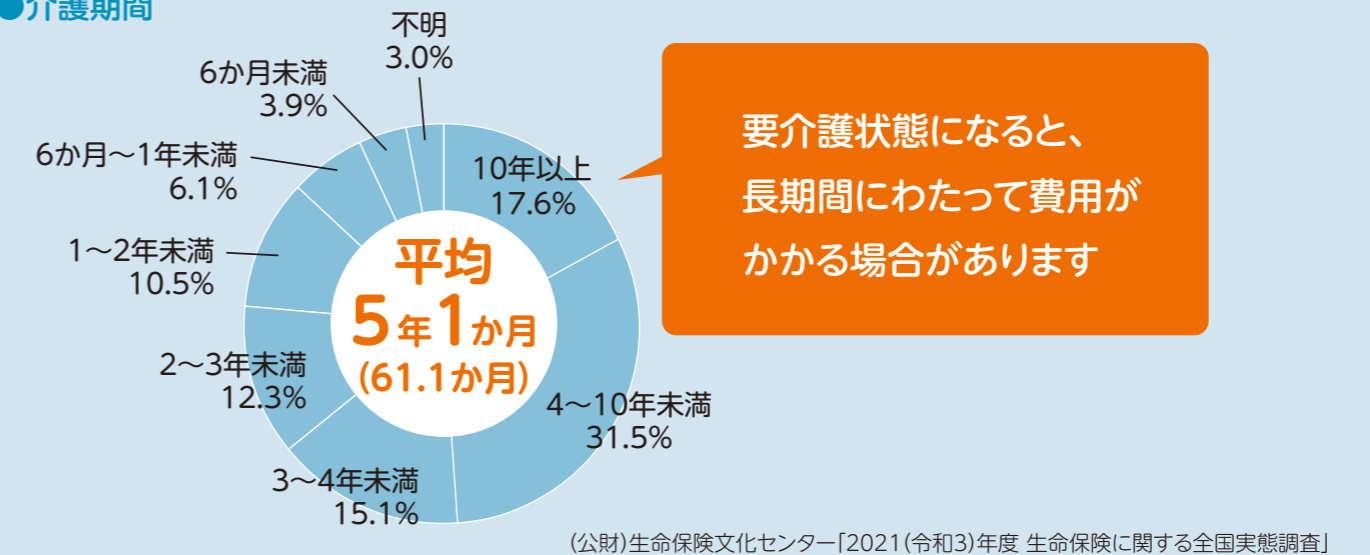


※「支払った費用はない」を0円として平均を算出しています。  
※公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。  
(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度 生命保険に関する全国実態調査」

期間のデータ ▶ 介護期間の平均は約5年

介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)をみると、平均5年1か月(61.1か月)となっています。

●介護期間



「&LIFE 介護保険Cセレクト」は「介護・認知症選択型保障保険（無解約返戻金型）無配当」の販売名称です。

<p>基本保障（主契約）</p> <p>いずれかの保険契約の型から選択いただけます</p>	<p>介護に一時金で備える</p>	<p><b>介護一時金Ⅰ型</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護1以上の状態と認定されたとき</li> <li>約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき</li> </ul>	<p>一時金</p> <p>一時金</p> <p>お支払事由に該当</p>	<p>お受け取りイメージ</p> <p>詳しくは、P.7～8</p>
	<p>介護に一時金で備える</p>	<p><b>介護一時金Ⅱ型</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護2以上の状態と認定されたとき</li> <li>約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき</li> </ul>		
	<p>介護に年金で備える</p>	<p><b>介護年金Ⅰ型</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護1以上の状態と認定されたとき</li> <li>約款所定の日常生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき</li> </ul>	<p>年金</p> <p>1年目 2年目 3年目 4年目 5年目</p> <p>年金 年金 年金 年金 年金</p> <p>お支払事由に該当</p> <p>一生涯</p>	<p>詳しくは、P.9～10</p>
	<p>介護に年金で備える</p>	<p><b>介護年金Ⅱ型</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>要介護2以上の状態と認定されたとき</li> <li>約款所定の生活介護状態が180日以上継続していることが診断確定されたとき</li> </ul>		
<p>認知症に一時金で備える</p>	<p><b>認知症診断一時金型</b></p> <p>初めて約款所定の器質性認知症と診断確定されたとき</p>	<p>一時金</p> <p>一時金</p> <p>お支払事由に該当</p>	<p>詳しくは、P.11～12</p>	
<p>オプション（特約）</p> <p>もしものときの保険料負担に備える</p>	<p><b>新保険料払込免除特約</b></p> <p>悪性新生物（ガン）と診断確定されお払込みは不要になります。</p> <p>たとき、心疾患・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのまま以後の保険料の</p>	<p>詳しくは、P.17</p>		

● 保険契約の型は、保険期間の途中で変更できません。  
 ● 法令等の改正による公的介護保険制度の改正があった場合で特に必要と認められたときは、主務官庁の認可を得る公的介護保険制度の改正に適した内容に変更することがあります。

て年金・給付金等のお支払事由を



## 介護に一時金で備える

介護に一時金で備えたい場合、  
2つの保険契約の型から選択いただけます

### 保障内容

#### 介護一時金Ⅰ型

要介護1一時金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護1一時金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護1以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**日常生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上  
あいおい生命基準

#### 介護一時金Ⅱ型

要介護2一時金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護2一時金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上  
あいおい生命基準

要介護状態等のイメージは P.13~14

### ご契約例

<要介護1一時金額または要介護2一時金額:300万円の場合>

一時金として **300万円**



お支払事由に該当

⚠ 要介護1一時金または要介護2一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

#### 解約返戻金 について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いいただいている場合のみ、解約返戻金(要介護1一時金額の5%または要介護2一時金額の5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。

#### 死亡時返戻金 について

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。



## 介護に年金で備える

介護に年金で備えたい場合、  
2つの保険契約の型から選択いただけます

### 保障内容

#### 介護年金Ⅰ型

要介護1年金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護1年金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護1以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**日常生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上  
あいおい生命基準

#### 介護年金Ⅱ型

要介護2年金

病気やケガで次のいずれかに該当されたとき、要介護2年金をお受け取りいただけます。

- 公的介護保険制度に定める**要介護2以上**の状態に該当していると認定されたとき

公的制度連動

(40歳以上)

- 満65歳未満の被保険者について、約款所定の**生活介護状態**が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

三井住友海上  
あいおい生命基準

要介護状態等のイメージは P.13~14

### ご契約例

<要介護1年金額または要介護2年金額:60万円の場合>

年金として **60万円**

#### 終身年金 お支払回数に限度はありません

▶ 第1回の要介護1年金または要介護2年金のお支払事由に該当した日の年単位の応当日に生存している限り、終身にわたって第2回以後の要介護1年金または要介護2年金をお受け取りいただけます。



お支払事由に該当

⚠ 第1回の要介護1年金または要介護2年金をお支払いした場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

#### 解約返戻金について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いいただいている場合のみ、解約返戻金(要介護1年金額の5%または要介護2年金額の5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。

#### 死亡時返戻金について

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。



## 認知症に一時金で備える

認知症に一時金で備えたい場合、  
認知症診断一時金型を選択いただけます

### 保障内容

#### 認知症診断一時金型

認知症診断一時金

病気やケガで認知症診断責任開始期以後に初めて約款所定の**器質性認知症**と医師によって診断確定されたとき、認知症診断一時金をお受け取りいただけます。

三井住友海上  
あいおい生命基準

**!** 認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。詳しくは、P.19(Q11)をご覧ください。

#### 「器質性認知症」とは

脳内に後天的におこった器質的な病変または損傷により、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した状態をいいます。

〈対象となる器質性認知症の例〉

- アルツハイマー病の認知症
- 血管性認知症
- レヴィ小体型認知症 など

**!** 器質性認知症の診断確定は、認知機能検査および画像検査によってなされる必要があります。ただし、上記の検査を受けられない場合で、他の検査によって器質性認知症と医師により診断確定され、その根拠が合理的であると認められるときはその診断確定がお支払いの対象となることがあります。

### ご契約例

〈認知症診断一時金額:300万円の場合〉

一時金として **300万円**



お支払事由に該当

**!** 認知症診断一時金は保険期間を通じて1回のお支払いを限度とします。

#### 解約返戻金 について

※解約されますとご契約は消滅しますので、以後の保障はなくなります。

保険料払込期間中に解約された場合は解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間が保険期間より短いご契約において、保険料払込期間満了後、すべての保険料をお払いいただいている場合のみ、解約返戻金(認知症診断一時金額の5%)をお受け取りいただけます。なお、主契約のお支払事由に該当する前に限ります。

#### 死亡時返戻金 について

被保険者がお亡くなりになられたとき、主契約の解約返戻金と同額を死亡時返戻金としてお支払いします。

※保険料払込期間中にお亡くなりになられたときは死亡時返戻金はありません。

## 公的介護保険制度における「要介護度別の身体状態のめやす」

- 40～64歳の方は給付原因が限定されており、加齢に伴う16種類の特定疾病により介護や支援が必要と認められた場合に限りです。
- 下表の状態はあくまでも目安であり、お身体の状況や生活環境などによって異なります。

公的介護保険制度については P.15～16

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
① 歩行	基本的に一人 でできる。 	普通に歩けるが、手すりや杖が 必要な場合もある注。	杖や装具を利用 して、短時間の歩行が可能。 	サポートや装具 を使用して、室内での移動を なんとか行える。 	歩行が困難、車 椅子を利用。 	寝たきり、自力 での移動はできない。 	
② 衣服の着脱	基本的に一人 でできる。 	着脱はできるが、一部(背中 のボタンやファスナーなど)のサポ ートが必要注。	一人での着脱 が難しく、一定部分のサポ ートが必要。 	ほとんどの服 の着用に介護 が必要。 	全面的な介護が必要。 		
③ 入浴	基本的に一人 でできる。 	一人で入れるが、一部見守りや 器具の利用が必要なこともあ る注。	浴槽への出入 りや身体の洗 浄の支援が必要。 	移乗、洗浄、乾 燥に、全面的に サポートが必要。 	入浴サービスなどを利用。 		
④ 食物の摂取	基本的に一人 でできる。 	ほとんど一人で食べられるが、 時々手助けや見守りが必要注。	摂取が難しい 場合があり、何 らかのサポ ートが必要。 	食事の準備か ら摂取までのサ ポートが必要。 特に固形食の 摂取には注意 が必要。 	流動食の準備、 摂取、嚥下に至 るまでの全行程 にサポートが必要。 	自力では困難 のため、経管栄 養、胃瘻の検 査が必要。 	
⑤ 排泄	基本的に一人 でできる。 	ほとんど一人でできるが、時々 手助けや見守りが必要注。	トイレへの移動 や立ち上がり でサポートが必要。 	自分一人では できず、移乗や 拭き取りなど の支援が必要。 	自分一人では できず、おむつ の使用や全面 的な介護が必要。 	全面的な介護 が必要。 	

注 この状態のうち、介護予防サービスにより状態の維持や改善が見込まれる場合は、要支援2となる。

監修：鹿野耕太先生(鹿野クリニック院長)

## 約款所定の日常生活介護状態、生活介護状態について

三井住友海上あいおい生命基準

・約款所定の日常生活介護状態(介護一時金I型 介護年金I型)とは、  
次のいずれかに該当した場合をいいます。

- 「日常生活動作表」の①～⑤のうち1項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害がある状態

・約款所定の生活介護状態(介護一時金II型 介護年金II型)とは、  
次のいずれかに該当した場合をいいます。

- 「日常生活動作表」の①～⑤のうち2項目以上が全部介助または一部介助に該当する状態
- 器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

### 日常生活動作表

項目	全部介助	一部介助
① 歩行 立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか。	介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 	補装具等を使用しても介助がなければ困難。 
② 衣服の着脱 眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等を含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。 	衣服を工夫しても介助がなければ困難。 
③ 入浴 浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等を含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。 	浴槽などを工夫しても介助がなければ困難。 
④ 食物の摂取 眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後片付け等を含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 	食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 
⑤ 排泄 排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等を含みません。	介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 	特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難。 

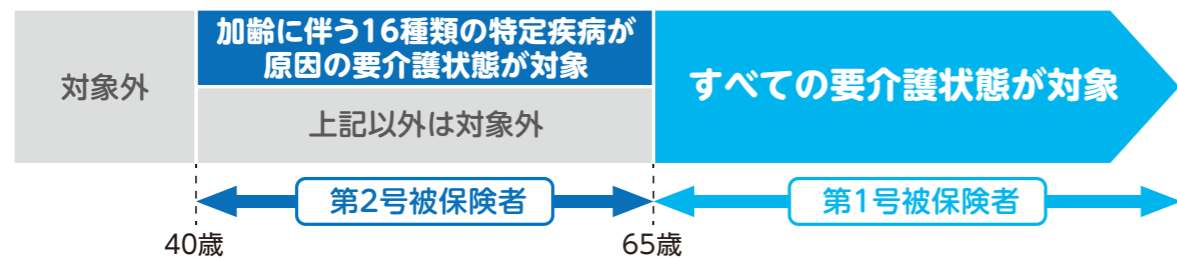
※補助具等・特別の器具等の使用や工夫をすれば、自分でできる場合は「一部介助」に該当しません。



## ✓ 公的介護保険制度とは

公的介護保険制度は市区町村が運営をし、日本国内に住所を有する40歳以上の方を被保険者とした**社会保険制度**です。「介護が必要」と市区町村に認定されたとき、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。

### ■公的介護保険制度と年齢の関係



### 加齢に伴う16種類の特定疾病

- がん注
- 多系統萎縮症
- 脊髄小脳変性症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 初老期における認知症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 早老症
- 筋萎縮性側索硬化症
- 閉塞性動脈硬化症
- 脳血管疾患
- 糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脊柱管狭窄症
- 後縦靭帯骨化症
- パーキンソン病関連疾患

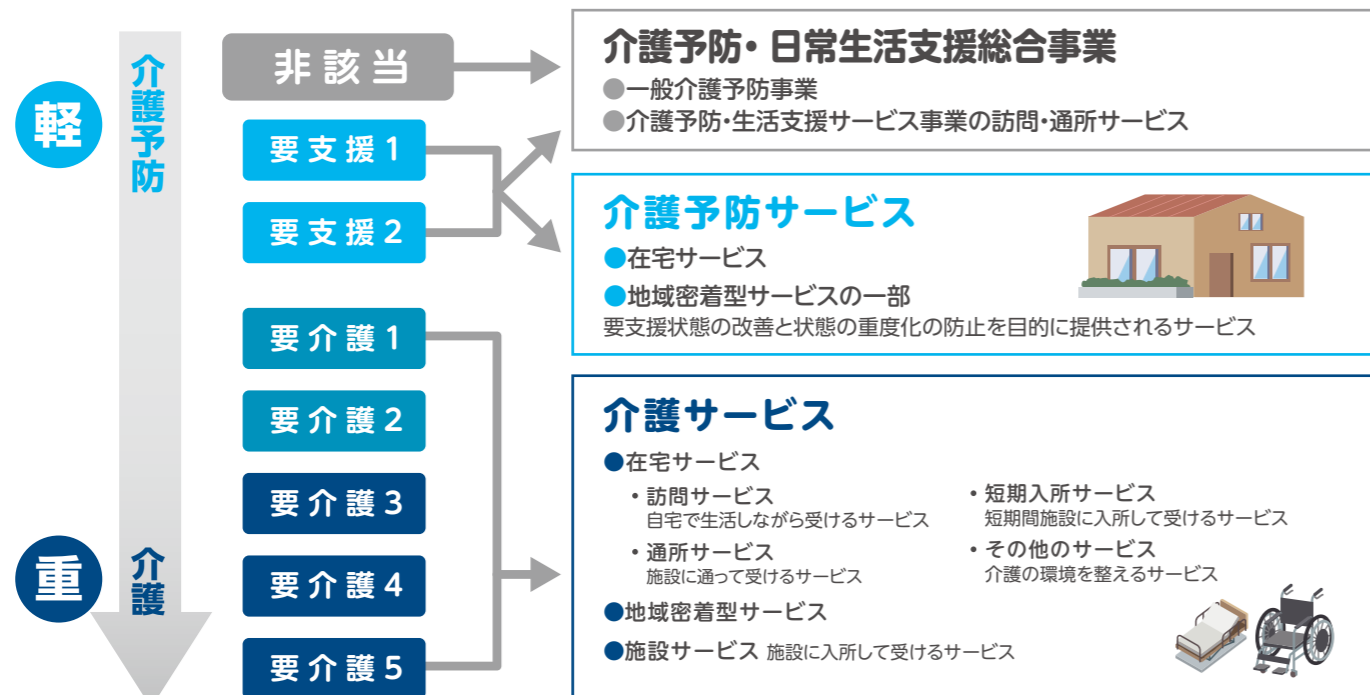
注 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限りです。

## ✓ 介護サービスは現物給付のサービスです

公的介護保険は、利用者に対して介護サービスという「現物」を給付する方式です（現物給付）。利用者は**介護サービス費用の1割（または2割・3割注）と限度額をこえた費用を負担します。残りの9割（または8割・7割注）は運営している市区町村が事業者に支払います。**

注 所得が一定以上の第1号被保険者の場合（例：単身、「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円以上は2割負担、340万円以上は3割負担）。

### ■認定結果と利用できるサービス



## ✓ 1～3割の自己負担額で利用することができます

支給限度額の範囲内であれば、1～3割の自己負担額で利用することができます。

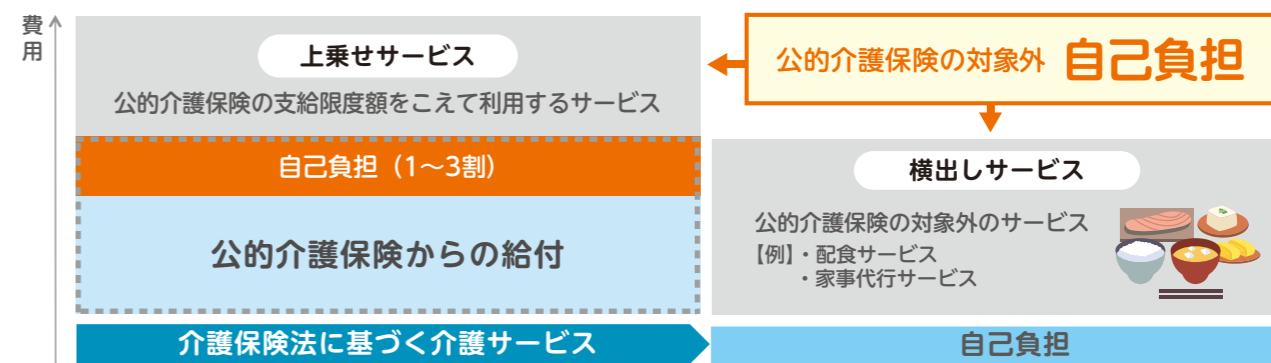
### ■在宅サービス・地域密着型サービスの支給限度額と利用の目安（月額）

区分	支給限度額で利用できるサービスの目安（一部）	1か月の支給限度額	1か月の支給限度額まで利用した場合の自己負担額	
			1割負担の額 (カッコ内は2割・3割負担の額)	
要支援1	週2～3回のサービス ●週1回の訪問型サービス ●通所型サービス等	50,320円	5,032円	(2割:10,064円) (3割:15,096円)
要支援2	週3～4回のサービス ●週2回の訪問型サービス ●通所型サービス ●月2回の施設への短期入所等	105,310円	10,531円	(2割:21,062円) (3割:31,593円)
要介護1	1日1回程度のサービス ●週3回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●週2回の通所系サービス等	167,650円	16,765円	(2割:33,530円) (3割:50,295円)
要介護2	1日1～2回程度のサービス ●週3回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●週3回の通所系サービス等	197,050円	19,705円	(2割:39,410円) (3割:59,115円)
要介護3	1日2回程度のサービス ●週2回の訪問介護 ●週1回の訪問看護 ●毎日1回、夜間の巡回型訪問介護等	270,480円	27,048円	(2割:54,096円) (3割:81,144円)
要介護4	1日2～3回程度のサービス ●週6回の訪問介護 ●週2回の訪問看護 ●毎日1回、夜間対応型訪問介護等	309,380円	30,938円	(2割:61,876円) (3割:92,814円)
要介護5	1日3～4回程度のサービス ●週5回の訪問介護 ●週2回の訪問看護 ●毎日2回（早朝・夜間）の夜間対応型訪問介護等	362,170円	36,217円	(2割:72,434円) (3割:108,651円)

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに三井住友海上あいおい生命作成  
注 所得が一定以上の第1号被保険者の場合(例:単身、「年金収入+その他の合計所得金額」が280万円以上は2割負担、340万円以上は3割負担)。  
※ 1か月の支給限度額は、標準的な地域の例です。  
※ 利用できるサービスの内容等は各市区町村によって異なります。  
※ 所得によって、1か月の支給限度額に対する自己負担額が軽減される場合があります。

高額介護サービス費について	1か月に利用したサービスの利用額のうち、自己負担額が個人または世帯で、所得に応じて定められた上限額(15,000～140,100円)をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。
高額医療合算介護サービス費について	世帯内で同一の公的医療保険に加入している方で、公的医療保険と公的介護保険の両方の自己負担額(高額療養費および高額介護サービス費の給付を受けることができる場合には、その額を除く。)を合算し、一定の限度額をこえた場合、こえた額が申請により支給されます。

## ✓ 支給限度額をこえたサービスを受ける場合には全額自己負担となります



※本パンフレットに記載の公的制度の内容は2023年10月時点のものです。

## 新保険料払込免除特約

悪性新生物(ガン)<sup>注1</sup>と診断確定されたとき、心疾患<sup>注2</sup>・脳血管疾患で入院されたとき、保障はそのままで今後の保険料のお払込みは不要になります。

### 入院日数・手術の有無は問いません

- 悪性新生物(ガン)と診断確定
- 心疾患・脳血管疾患で入院

保険料のお払込み

以後の保険料のお払込みは  
不要になりますが、保障は継続します。

ご契約

## 新保険料払込免除特約の払込免除事由となる疾病の範囲

例

悪性新生物(ガン)<sup>注1</sup> ●胃ガン ●乳ガン ●肺ガン ●子宮ガン ●白血病 等

心疾患<sup>注2</sup> ●急性心筋梗塞 ●慢性リウマチ性心疾患 ●慢性虚血性心疾患  
●心筋症 ●不整脈 ●心不全 ●狭心症 ●肺循環疾患 等

脳血管疾患 ●脳卒中(脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血) ●脳動脈瘤  
●高血圧性脳症 ●一過性脳虚血発作 等

注1 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(ガン)にかかったと医師によって診断確定されたとき。上皮内ガン、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。

注2 心疾患には、「高血圧性心疾患」は含まれません。

※新保険料払込免除特約には、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

# すこやかな未来を保険でつくる。 人生100年時代の新しいカタチ



～一人でも多くのお客さまの「笑顔で長生き」を応援するために～  
今の時代に寄り添った保障と先進的なヘルスケアサービス「MSAケア」を組み合わせ、  
皆さまのすこやかな未来づくりをサポートします。



### MSAケアとは?

病気の予防・早期発見から健康に関するご相談、重症化・再発予防など、健康をトータルでサポートすることを旨とする三井住友海上あいおい生命のヘルスケアサービスの総称です。

MSAケアの  
最新のライン  
ナップはこちら



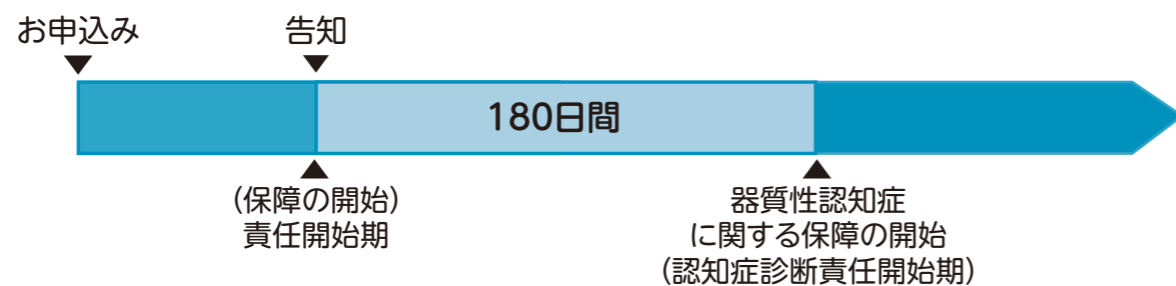
<https://www.msa-life.co.jp/lineup/msacare/>

※「MSAケア」は、三井住友海上あいおい生命の保険商品の保障の一部ではありません。  
※サービスの内容は2024年3月現在のものであり、予告なく変更・中止・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。  
また、各サービスは三井住友海上あいおい生命が提携する企業が提供するサービスです。  
※サービスの詳細や留意事項については三井住友海上あいおい生命オフィシャルホームページからご確認いただけます。  
※お客さまに親しみをもってご利用いただくため、(M)三井(S)住友海上(A)あいおい生命の略称を用い、サービスのブランド名を「MSAケア」としました。

**Q1** 器質性認知症に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)について教えてください。

**A** 認知症診断一時金型の器質性認知症に関する保障の開始(認知症診断責任開始期)は責任開始日<sup>注</sup>からその日を含めて180日を経過した日の翌日(181日目)からとなります。

注 三井住友海上あいおい生命がご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障を開始します。この保障を開始する時を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。



【対象となる主契約】 ● 認知症診断一時金型

**Q2** 「終身払」と「有期払」の違いは?

**A** 保険料払込期間(終身払と有期払)の違いは、以下のとおりです。

- ▶ 終身払: 保険料を終身にわたってお支払いいただきます。毎回の保険料負担を抑えたい方におすすめです。
  - ▶ 有期払: 一定期間で保険料の払込みが満了します。一定期間のうちに一生分の保険料を払い終えたい方におすすめです。
- 一般的に、保険料払込期間の長いご契約に比べ短いご契約の方が、払込保険料の合計額は少なくなります。ただし、ご契約内容によっては、保険料払込期間の短いご契約の方が、払込保険料の合計額が多くなる場合があります。

**Q3** 保険料をまとめて払い込むことはできますか?

**A** 3年以上の年払保険料をまとめてお支払いいただけます。ご契約時に保険料払込期間すべてにわたってまとめてお支払いいただく方法と、保険料払込期間のうち、一定期間分を前もってお支払いいただく方法があります。

全期前納	保険料払込期間満了まで毎年お支払いいただく保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただく方法。
一部前納	保険料払込期間のうち一定期間分の保険料を、ご契約時にまとめてお支払いいただく方法。

- ▶ お支払いいただく保険料(前納保険料)は、三井住友海上あいおい生命所定の利率で割引きます。(契約日・前納期間・お支払日等により割引率等の条件は異なります)
- ▶ 前納保険料は三井住友海上あいおい生命所定の利率で積み立てられ、毎年の契約応当日にその年の保険料に充当します。
- ▶ ご契約が途中で消滅等(死亡・解約等)した場合、前納保険料に残額があれば払い戻します。
- ▶ 前納保険料は原則、お申込時にお支払いいただけます。お支払いが責任開始日(三井住友海上あいおい生命の生命保険募集人がご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時)の翌日起算で15日を超える場合、前納の取扱いはできません。

**Q4** 税務の取扱いはどうなりますか?

**A** 主な税務のお取扱いについてご案内します。

保険料について	▶ お支払いいただいた保険料は、「介護医療保険料控除」の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額まで所得税と住民税の対象となる所得から控除されます。(所得税法第76条) 生命保険料控除の詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」の「税法上のお取扱いについて」によりご確認ください。
年金・給付金等について	▶ 被保険者が受取人となる年金・給付金等は非課税扱いになります。(所得税基本通達9-20、9-21) ▶ 死亡時返戻金の受取時の課税については、契約者・被保険者・受取人の関係によって、相続税、所得税、贈与税が適用されます。

**!** 上記、税務上のお取扱いについては、2023年10月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、年金・給付金等にかかる税金については、実際に受け取られた時点の税制によります。なお、個別のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

■保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱) ■保険期間・保険料払込期間:終身

(単位:円)

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 介護年金I型, 介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 15-50.

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 介護年金I型, 介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 51-85.

(単位:円)

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 介護年金I型, 介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 15-50.

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 介護年金I型, 介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 51-85.

◆上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。 ◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

◆ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。

■保険料払込方法:月払(口座振替扱・クレジットカード扱) ■保険期間・保険料払込期間:終身

(単位:円)

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 要介護年金I型, 要介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 15-50.

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 要介護年金I型, 要介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 51-85.

(単位:円)

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 要介護年金I型, 要介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 15-50.

Table with 5 columns: 要介護一時金I型, 要介護一時金II型, 要介護年金I型, 要介護年金II型, 認知症診断一時金型. Rows 51-85.

◆上記以外のご契約条件での保険料は、三井住友海上あいおい生命の代理店・社員までお問い合わせください。 ◆ご契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢(満年齢)です。(例)24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。

◆ご契約が月払(口座振替扱・クレジットカード扱)の場合、主契約と特約の合計保険料が1,500円以上からお取扱いします。

